

# 倒産手続等のデジタル化 早期実現に向けて

---

規制改革推進会議委員

日本大学法学部教授

杉本 純子

# 倒産手続のデジタル化の必要性

---

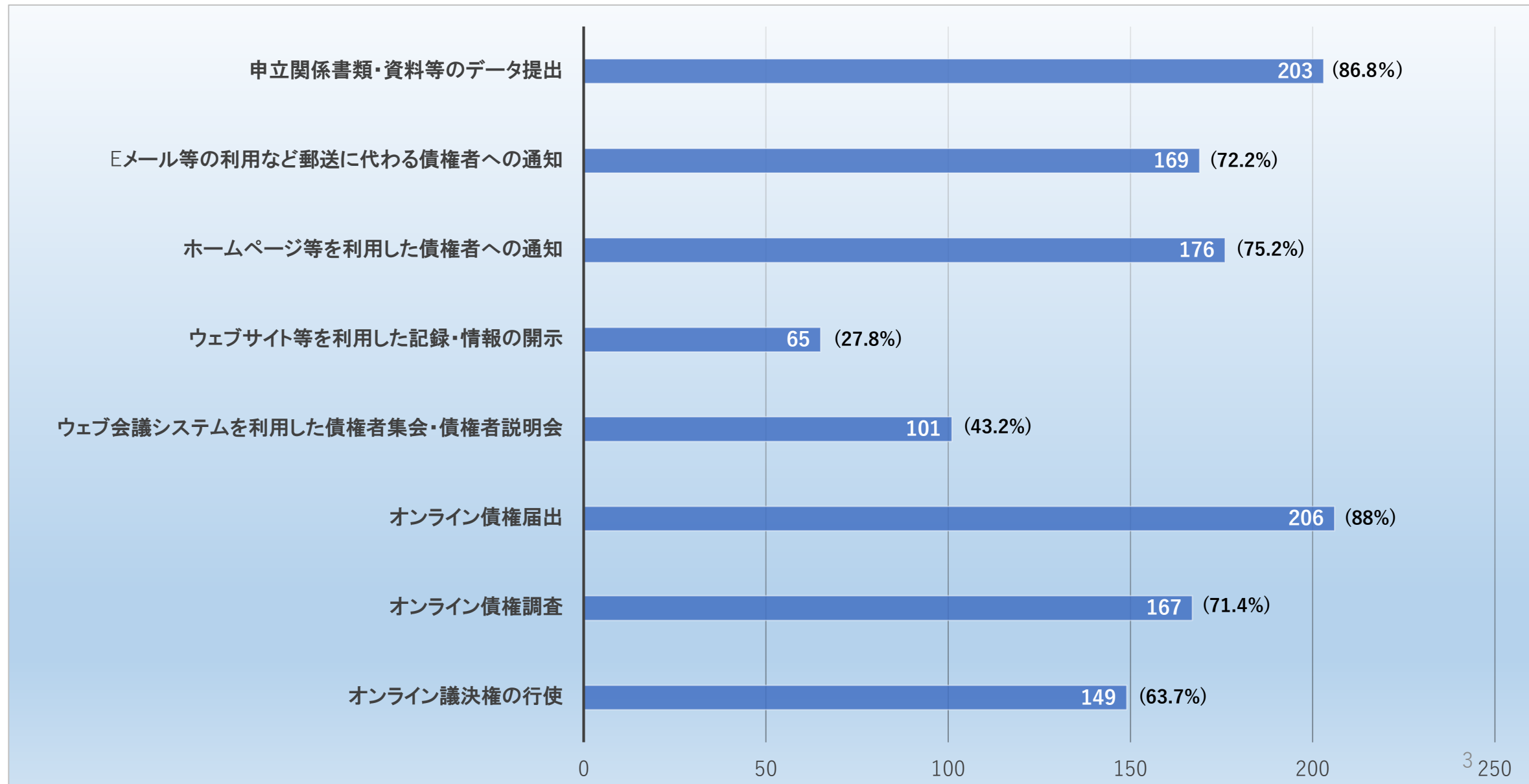
## (1) 申立書面等電子化の必要性

- ▶現在の倒産手続: 手続開始申立書及び各種添付資料は書面にて提出。
  - 実際の実務: 書面は申立段階から電子情報で管理されているのが通例。
    - 各種書面等は電子情報で提出する方がより円滑な手続進行を図ることができる。

## (2) デジタル化による手続負担の軽減

- ▶債権者数が数万名に及ぶような倒産事件・多数の外国居住債権者が存在する倒産事件の存在
  - 手続開始決定通知書・債権届出書の送付、債券認否書の提出、計画案等の送付等に膨大な労力とコストがかかっている。
    - オンライン債権管理システムの構築等による倒産手続のデジタル化により、膨大なデータの迅速処理と通知費用の抑制、債権者の負担軽減が可能に。

# 倒産手続のIT化が実現されるとした場合、手続きのどの部分にIT技術を利用するのが便利だと思いますか？ (複数回答可) 234件の回答



# 倒産実務としてIT技術が活用された事例

## 株式会社武富士会社更生手続(2010年)

- 2010年10月 会社更生手続開始決定
- 届出更生債権者(過払金返還請求権者) **91万人**
- 手続開始決定通知書・債権届出書・更生計画案等の各送付において要した費用 **総額6億円**。
- 独自のシステムを構築し、債権届出・債権調査・弁済までシステムを利用して実施。

## 株式会社MTGOX破産・民事再生手続(2014年～)

- 2014年4月 破産手続開始決定
- 2017年11月 一部の債権者による民事再生手続開始申立て・2018年6月 民事再生手続開始決定
- 取引所ユーザーは **10万人** 以上。そのほとんどが外国居住者で **世界中に散在**。
- オンラインでの債権届出用システムを構築。

# 「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」 倒産手続のデジタル化に関する提案

倒産手続については、債権者が多く、債権調査や通知の事務量・コストが膨大となる場合があります。IT化による債権者や管財人等の負担軽減や弁済原資の確保に資することが期待されることから、民事訴訟全般のIT化の検討結果を待たずに、現行法下でのプラクティスの在り方を基本とするIT技術の活用について検討を進めることも選択肢の一つである。

# 「倒産手続のIT化研究会」による検討

---

- 2018年3月、「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」公表。  
→現行法下での倒産手続におけるIT技術の活用について言及。
- 2018年11月、事業再生研究機構に「倒産手続のIT化研究会」発足
- 2019年9月、「倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめ」公表。
- 2020年11月より、倒産手続のIT化研究会再開。
- 2021年10月、「倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめⅡ」公表。

# 緊急事態下におけるIT化促進の必要性

---

- ▶ コロナ禍における裁判所の機能不全。
- ▶ 東京地裁民事第20部は、「緊急事態宣言の解除を待つことができない事情がある事件を除き、破産などの不要の申立てを控えるように」と要請。
- ▶ コロナの影響による経済活動のダメージにより倒産事件が増加。
- ▶ 今後到来するかもしれないパンデミックに備えて、緊急事態下においても継続できる裁判手続が必要。

## ⇔倒産手続におけるデジタル化促進の必要性

- 「倒産阻む司法の旧弊」日経新聞2020年5月13日朝刊
- 「コロナ禍で見た倒産手続の課題は」NHK NEWS WEB 2020年6月30日

# 倒産手続のデジタル化における「5つのe」

## e提出

- ・申立書・報告書・許可申請書等の電子データによる提出
- ・債権者一覧表・財産目録等添付書類の電子データによる提出

## e事件管理

- ・事件記録を電子データで保管
- ・随時かつ容易に事件記録の電子データにアクセス
- ・管財人・利害関係人等が倒産手続の進捗状況を確認

## e集会

- ・ウェブ会議システム等の利用による債権者集会のライブ中継
- ・リアルタイムでの議決権行使
- ・債権者集会の録画の事後配信

## e届出

- ・オンライン債権届出システムの構築
- ・電子データによる債権届出・認否等の管理
- ・配当通知等の電磁的方法による通知

## e情報提供

- ・債権者がアクセス可能なウェブサイトやクラウド上に、管財人等が債権者に提供可能な情報を任意にアップロード
- ・ウェブ会議システム等の利用による債権者説明会の配信

倒産手続特有の制度



# 民事訴訟手続のデジタル化と倒産手続への影響

➤ 民事訴訟手続のデジタル化に伴う民訴法の改正は、倒産手続にも準用。

⇔ e提出・e事件管理は、倒産手続においても近い将来運用が開始することとなる。

⇔ インターネットを用いた書面の申立て等

【乙案】委任を受けた訴訟代理人については申立て等についてインターネットを用いることを求める。

⇒ 委任を受けた代理人がいない当事者には紙の書面を用いた従来の申立て等が可能。

→ 倒産手続においては、

申立代理人や破産管財人等には原則的にインターネットを用いた申立て等が義務化

⇒ 債権届出において、代理人がいない債権者は紙の書面を用いて債権届出をすることが可能。



債権届出・調査・確定の部分には紙の書面が残り、e 提出と紙の書面とが併存

# 倒産手続等のデジタル化早期実現への要望

- ▶ 倒産手続等のデジタル化運用開始時期も、民事訴訟手続に可能な限り合わせるべき。
  - 民事訴訟法改正後、早急にその他の非訟手続についてもデジタル化に関する法改正を行い、民訴法と施行時期を合わせるべき。
  - ⇒ 今後の非訟手続のデジタル化に向けたスケジュールを明示していただきたい。
- ▶ 改正民訴法の準用により、倒産手続・民事保全執行手続にデジタル化と紙が併存する可能性。
  - 両手続においては、原則インターネットを利用した申立て等を義務化するべき。
  - ⇒ 債権届出手続等については、紙をPDFにして裁判所にアップロードするだけでなく、誰もが容易に利用できるようなシステム構築を別途検討していただきたい。
- 10年後、20年後の各手続の姿を考えたうえで、デジタル化への取り組みを進めるべき。
  - 当面はデジタルと紙の併存が良いのではという考えではいけないのではないか。

## 参考資料

- 倒産手続のIT化研究会「倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめ」

[https://www.shojihomu.co.jp/documents/10510/1033640/20190901\\_ITreport.pdf/adfc45cb-5557-4ec3-83c8-eea74881a79f](https://www.shojihomu.co.jp/documents/10510/1033640/20190901_ITreport.pdf/adfc45cb-5557-4ec3-83c8-eea74881a79f)

- 倒産手続のIT化研究会「倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめⅡ」

<https://jabr.smoozy.atlas.jp/ja/notices/397>